

令和8年6月30日

事業主 殿

沖縄労働局雇用環境・均等室長

改正女性活躍推進法、労働施策総合推進法等の施行について(御依頼)

労働行政の運営につきまして、平素よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年4月1日より改正女性活躍推進法が施行され、女性活躍に関する情報公表義務が適用拡大されました。また、令和8年10月1日からは改正労働施策総合推進法及び改正男女雇用機会均等法が施行され、カスタマーハラスメント防止等に関する企業のハラスメント対策が義務化されます。

詳細はリーフレットを添付しておりますので、法改正の内容をご確認いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、当該法改正に関する説明会を下記のとおり開催いたしますので、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

また、上記とは別に、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、女性活躍に関する情報の公表及び育児休業等の取得状況の公表に関する法履行状況を把握するためアンケートを実施いたします。つきましては、お手数をおかけいたしますが、Microsoft Forms によりご回答くださいますようお願いいたします。

※本通知は沖縄労働局 HP にも掲載しています

沖縄労働局 HP> 法令・制度・施策・手続きへ> 雇用均等・育児・介護・パート・女性活躍>
2 雇用環境・均等室からのお知らせ> 説明会への参加及びアンケート回答依頼

1. 改正女性活躍推進法について

①改正ポイント

リーフレットNo.1「女性活躍推進法が改正されました！男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大」をご参照ください

◆従業員が101人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」とあと1項目以上、301人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」とあと2項目以上を公表する義務があります。100人以下の企業は努力義務となります◆

②説明会のご案内◆令和8年7月31日(金) 14時開始 zoom ウェビナー◆

チラシNo.2「改正女性活躍推進法」説明会の開催について」をご参照ください

③助成金の活用 ◆改正育児介護休業法についてはリーフレットNo.4「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」をご参照ください

リーフレットNo.3「令和8年度 両立支援等助成金のご案内」をご参照ください

2. 改正労働施策総合推進法・改正男女雇用機会均等法について

①改正ポイント

リーフレットNo.5「令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！」をご参照ください

◆すべての事業主はカスハラや就活セクハラに関して防止措置を講じる必要があります◆

②説明会のご案内◆令和8年9月4日(金) 14時開始 沖縄県立博物館・美術館 講堂◆

チラシNo.6「改正労働施策総合推進法等説明会」をご参照ください

3. アンケートの実施について

①各法の法令遵守状況を確認するとともに、法令に沿った適切な対応を促進するために実施するものです。詳細は別紙No.7「法令遵守状況に関するアンケート」をご参照ください。

②回答方法：Microsoft Forms



https://forms.cloud.microsoft/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs1zD2mHDi7tIjzI5F_X4IWtUN0JCMDcxQzJHRVpGWldXSTIzR0FFWjhPOS4u

円滑な集計・確認のため、原則とし Microsoft Forms によるご回答をお願いしています。

やむを得ない場合には、アンケート様式に記入の上、郵送によるご回答も可能ですが、その際の返送にかかる送料については、貴社にてご負担いただきますようお願いいたします。

③回答期限：令和8年8月31日(月)必着

期日までにご回答いただけない場合は沖縄労働局よりお電話等することがございます。ご了承ください。

問い合わせ先

沖縄労働局 雇用環境・均等室 指導係 098-868-4380

平日 9:30~16:30(12時~13時除く)